

第4編 地震災害復旧対策

第1章 生活の安定.....	- 247 -
第1節 公共施設等の復旧.....	- 247 -
1 災害復旧計画の作成.....	- 247 -
2 災害復旧の種類.....	- 247 -
3 事業実施に伴う国の財政援助等.....	- 248 -
第2節 災害証明の発行.....	- 249 -
1 災害台帳の作成.....	- 249 -
2 災害証明書発行.....	- 249 -
第3節 激甚災害の指定.....	- 250 -
1 激甚災害指定の手續.....	- 250 -
2 激甚災害法に定める事業.....	- 250 -
第4節 被災者の生活確保.....	- 251 -
1 災害弔慰金等の支給.....	- 251 -
2 災害援護資金の貸付.....	- 252 -
3 市税、国民健康保険料等の減免措置等.....	- 253 -
4 住宅の確保.....	- 254 -
5 被災者生活再建支援金.....	- 255 -
第5節 中小企業の復興支援.....	- 257 -
1 被害状況及び資金需要の把握・調査.....	- 257 -
2 中小企業者に対する金融制度等の周知.....	- 257 -
第6節 農業関係者の復興支援.....	- 258 -
1 被害状況及び資金需要の把握、調査.....	- 258 -
2 融資制度等の周知.....	- 258 -
3 資金の融資措置.....	- 259 -
第2章 復興の基本方針.....	- 260 -
第1節 災害復興方針の策定.....	- 260 -
第2節 災害復興計画の策定.....	- 260 -
第3節 災害復興事業の実施.....	- 261 -

第1章 生活の安定

第1節 公共施設等の復旧

各部署は、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、復旧に努める。

《実施担当》 本部事務局班

《対策の展開》

1 災害復旧計画の作成

復旧事業計画の作成にあたっては、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、府と十分協議し、計画の策定に努める。

2 災害復旧の種類

災害復旧事業の種類は次のとおりである。

- ・ 公共土木施設災害復旧事業計画
- ・ 農林水産業施設復旧事業計画
- ・ 都市施設等災害復旧事業計画
- ・ 上水道災害復旧事業計画
- ・ 住宅災害復旧事業計画
- ・ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ・ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ・ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ・ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ・ 中小企業の振興に関する事業
- ・ 復旧上必要な金融その他資金計画
- ・ その他の計画

3 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業の実施にあたって、法律等に基づき国が負担又は補助する事業は次のとおりである。

法律等	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	公園、河川、砂防、地すべり、急傾斜、下水道及び道路の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業、感染症指定医療機関復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害によって必要となった廃棄物処理に要する費用
下水道法	下水道施設の復旧
水防法	水防資材費
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	天災による被害農林漁業者等に対する資金融通
中小企業信用保険法	中小企業信用保険法による災害関係保証
小規模企業者等設備導入資金助成法	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金
生活保護法	生活保護施設復旧
児童福祉法	児童福祉施設復旧
老人福祉法	老人福祉施設災害の復旧
身体障害者福祉法	身体障害者厚生援護施設復旧
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧

第2節 り災証明の発行

各種の被災者に対し早期に支援措置を講じるため、り災証明の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

《実施担当》
総務部調査班、行政委員会事務局調査班

1 り災台帳の作成

本部長（市長）は、被災状況を調査のうえ、り災台帳を整備し、必要事項を登録する。

総務部調査班及び行政委員会事務局調査班は、家屋台帳及び住民基本台帳から全世帯について、り災台帳を作成する。

総務部調査班及び行政委員会事務局調査班は、建築物の被災状況調査の結果に基づき、必要事項を登録する。

2 り災証明書の発行

本部長（市長）は、り災者に対し必要があると認めた場合は、り災証明書を発行する。

り災証明書の発行について被災状況が確認できない場合は、とりあえず本人の申告に基づき、り災届出証明書（被災者自身が被災内容を市へ届け出たことを証明する書面）を発行する。この場合、その後の調査によって確認した場合は、り災証明書に切替え発行する。

り災証明書の発行は、1回限りとする。やむを得ない理由のある場合は、写しに証印のうえ再交付する。

第3節 激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

《実施担当》 本部事務局班

1 激甚災害指定の手続

(1) 激甚災害の指定

府は市の実施した被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害法」及び激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るために適切な措置を講じる。

(2) 特別財政援助の交付手続

本部長（市長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、府に提出する。

2 激甚災害法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は次のとおりである。

- ・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ・農林水産業に関する特別の助成
- ・中小企業に関する特別の助成
- ・その他の特別の財政援助及び助成

第4節 被災者の生活確保

被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん等を行う。

1 災害弔慰金等の支給

《実施担当》

総務部調査班、行政委員会事務局調査班、健康福祉部福祉班

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、次のような災害によって被害を受けた者に対して、「四條畷市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

- ・市域において5世帯以上の住家が滅失した災害
- ・府域において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある災害
- ・府域において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
- ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害

(2) 災害見舞金の支給

本市に居住する者が風雨等による自然的災害、その他火災(災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に至らないもの)により被害を受けた者に対して、「四條畷市災害見舞金等給付条例」の定めるところにより、災害見舞金等を給付する。

2 災害援護資金の貸付

災害によって被害を受けた者に対し、災害援護資金等の貸付融資を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

《実施担当》

総務部調査班、行政委員会事務局調査班、健康福祉部福祉班

(1) 災害援護資金の支給

「四條畷市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、災害によって被害を受けた世帯の市民である世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

国の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、大阪府社会福祉協議会が実施主体になり、低所得者世帯に対して行う生活福祉資金の災害援護資金貸付けを、迅速かつ円滑に行われるように必要な措置を実施する。

ただし、(1)の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下）を対象とする。

3 市税、国民健康保険料等の減免措置等

《実施担当》

総務部調査班、行政委員会事務局調査班

(1) 市税の減免措置等

①期限の延長

災害その他やむを得ない理由によって、申告等の期限や市税の納付（納入）期限までにこれらの行為をすることができないと認められるときは、これらの期限を延長する。

②徴収の猶予

納税者や特別徴収義務者がその財産について、災害を受けた場合において、その事実に基づき、市税を一時的に納付（納入）することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、徴収を猶予する。

③減免

災害による市税の減免は、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」の定めるところによる。

支援制度の名称	支援制度の内容
市府民税の減免	災害発生時以降の未到来納期分の市府民税について、所得等により減免を受けられる、または翌年雑損控除を受けられる制度
固定資産税の減免	災害により所有する固定資産（土地・家屋・償却資産）が損害を受けた場合、申請に基づく損害程度の調査結果により、未到来納期分の固定資産税・都市計画税について、減免を受けられる制度
納付猶予	市税を納付することができないと認められる場合、納付の猶予を受けられる制度

(2) 国民健康保険料等の減免

保険料の納付義務者、またはその世帯に属する被保険者が所有する家屋、家財その他の財産が震災、風水害、火災その他の災害により被害を受けた場合、被害の程度の区分に応じて国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料を減免、または納付の猶予を行うことができる。

4 住宅の確保

府及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、公営住宅等への特別入居等のあっせんを行う。

また、復興過程における被災者の居住の安定を図るため、公営住宅等の空家を活用、仮設住宅等の提供等によって支援する。

《実施担当》

都市整備部都市対策班

(1) 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定するとともに、その計画推進に努める。

(2) 住宅の供給促進

民間、府、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

①公営住宅、公社・公団住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

②災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

③特定優良賃貸住宅の供給

自力での住宅確保が困難な中堅所得層等に対して優良な賃貸住宅を供給する。

(3) 民間賃貸住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）

府は、住宅金融支援機構を利用し、府が定める基準を満たした優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災住民の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。

(4) 住宅復興資金

府と協力・連携し、住宅金融支援機構が住宅金融支援機構法に基づき行う被災者向け低利融資の制度適用が、該当する市民に対し、迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。

5 被災者生活再建支援金

《実施担当》

都市整備部都市対策班、健康福祉部福祉班

(1) 被災者生活再建支援金の支給

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援基金に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

(2) 被災者生活再建支援制度の概要

①被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

②対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同第2条のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村の区域に係る自然災害。
- イ 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害。
- ウ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害。
- エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害。

③対象世帯

自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるもの。

- ・ 居住する住宅が全壊した世帯
- ・ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至

った世帯

- 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

第5節 中小企業の復興支援

災害によって被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産の回復と経営の安定を図るために、政府系金融機関及び府などでは、災害復旧資金等の貸付、信用保証協会による融資信用保証の特例等の対策が講じられるが、市は、これらの対策が迅速かつ的確に行われるよう国・府に要請するとともに、関係機関、団体等の協力を得て、支援制度の周知徹底を行い、必要に応じて相談体制をとる。

《実施担当》

市民生活部産業・物資班

1 被害状況及び資金需要の把握・調査

府が行う中小企業関係の被害状況等の調査について協力し、状況把握を行う。

2 中小企業者に対する金融制度等の周知

商工会やその他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、政府系金融機関等が行う特別貸付などについて中小企業者に周知し、必要に応じ適切な相談体制を設定する。

(1) 政府系金融機関の融資

①株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う

②商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける

(2) 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

被災した中小企業者等に対し、災害復旧または経営安定のための資金を貸し付ける。

第6節 農業関係者の復興支援

災害によって被害を受けた農業者又は農業関係団体等の施設の災害復旧を促進し、農業生産力の回復や経営の維持、安定を図るため、府は政府系金融機関などに特別の配慮を要請し、災害復旧や経営維持に必要な資金の調達が円滑に行われるよう対処するが、市は、これらの制度について周知し、被災した農業関係者等に対する円滑な融資適用を図る。

《実施担当》 市民生活部産業・物資班

1 被害状況及び資金需要の把握、調査

府が行う農業関係者の被害状況等の調査に協力し、状況把握を行う。

2 融資制度等の周知

農業関係団体を通じて、国・府が行う災害によって被害を受けた農業者又は農業関係団体等に対する融資制度等について周知し、必要に応じて適切な相談指導体制を設定する。

(1) 天災融資資金（天災融資法）

融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。

激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

(2) 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

(3) 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

3 資金の融資措置

被災した農業関係者等に対する融資適用が、迅速かつ的確に行われるよう措置を講じる。

第2章 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりを目指す。

《実施担当》 本部事務局班

第1節 災害復興方針の策定

市長は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員によって構成される災害復興検討委員会を設置し、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行い、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

第2節 災害復興計画の策定

市長は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。この計画では、市街地復興に関する計画、住宅復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

原状復帰復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行をはかるため、広域調整や府との連携などにより、必要な体制を整備する。

市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

第3節 災害復興事業の実施

市長は、府及び関係機関・団体並びに市民・事業所と協力して、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。なお、事業の計画的な推進のため、必要に応じて市役所内に災害復興に関する復興本部等を設置する。